

本納税告知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、同封してあります「源泉所得税及び復興特別所得税の調査結果について」のとおり、貴法人（あなた）が納付すべき俸給・給料等（賞与）、税理士報酬等の支払に係る源泉所得税及び復興特別所得税であり、法定納期限までに納付がされていないと認められますので、国税通則法第 36 条の規定により納税の告知を行います。

(以下余白)